



「税」は昔、穀物で納めていたと聞きましたが、漢字の「税」にそのことを象徴的に表示しているのですか？



「税」という字を左右に分解します。

左の「禾(のぎ)」は稲穂を意味しています。

右の「兌(だ)」は一部を抜き取るということを意味しています。

古代において税金はおカネではなく、穀物で納めていたことを「税」という字が象徴的に表しています。



紀元前4・5世紀頃～紀元後3世紀頃の弥生時代には「税」はあったのですか？



「魏志倭人伝」に「**租賦**を収む。邸閣あり」とありと記されていました。卑弥呼という女王が国を治め、種もみや絹織物が貢物として納められていたとあり、これが日本の税に関する最初の記述とされています。

穀物の献納と労働力の提供からなる租税の形態が弥生時代後期末に既に存在したということです。

租・・・「租」は収穫物の一部：穀物などを収めること
賦・・・「賦」はは労役：労働力の提供のこと



飛鳥時代の税制度はどんな制度ですか？



税制の確立 租・庸・調・雑徭

「大化の改新(645年)」で、新しい税の制度を含む政治の方向が示され、税金が社会制度のなかに初めて組み込まれました。

その税制度は、

- ・ **租**… 6歳以上の男子には口分田によって田2段、女子にはその3分の2、奴婢には男女の3分の1の土地が支給され、口分田を支給された者は租(税の一種)として、収穫の3～5%のイネを税として納めなければなりませんでした。他に、
- ・ **庸**… 都に出て1年間に10日間働くか、または代わりに布で納めるというもの。
- ・ **調**… 地方の特産物や海産物を都まで運んで納める税。
- ・ **雑徭**… 地元で1年間に60日土木工事につくなどし、働くことで納めた税。



奈良時代になるとどのように制度が変わったのですか？



奈良時代になると、重い税の負担に耐えかねた農民のうち、口分田を捨てて逃亡する者が現れ、次第に荒れた田畑が増加していきました。

そこで朝廷は、新しく農地を開いたものに永久的に土地の私有を認める「墾田永年私財法」(743年)を制定して、税制の立て直しを図ろうとしました。しかし、貴族や寺社は、地方豪族と結んで田畑の大規模な墾田の開発を行って土地の私有化を進め、荘園を発生させる結果となってしまいました。



平安時代に荘園のような個人所有からどのように税をとったのですか？



班田収授法がくずれ、大きな寺社や貴族の領有地である荘園が各地にでき公地公民の制度が崩れはじめました。農民は荘園を管理する貴族・豪族領主から年貢、公事(くじ)、夫役(ぶやく)という税が課されました。

こうして貴族が所有した荘園の経営に支えられて、都では華麗なる貴族絵巻が繰り広げられました。一方、地方では荘園を管理する豪族領主が武装し、これがやがて武士団となって、鎌倉時代を迎えることになります。

【平安時代の税】

年貢…荘園領主・豪族領主が農民に課した租税。原則として田の年貢は米、畑の年貢は現物と金納でした。

公事…年貢・所当・官物と呼ばれた租税を除いた全ての雑税。糸・布・炭・野菜などの手工業製品や特産品を納めます。

夫役…労働で納める税



市場経済が発達するとともに鎌倉時代にできた税は何ですか？



鎌倉時代は、守護や地頭、荘園領主などの保護の下で、経済が発達した時代で、農民には、平安時代と同じく年貢、公事、夫役が課せられました。

その他に、市場が生まれ、商工業者が集まって『座(同業組合)』ができ、座役(ざやく)という税を、製品や貨幣で荘園領主に納めていました。

座役…中世、販売の独占や関銭の免除などの特権を与えられる代わりに、本所である幕府・領主・寺社などから労役奉仕や市座銭などの課役を座に課せられました。



室町時代となると新税ができるようになりましたね



新税の誕生 地子・段銭・棟別銭・関銭・津料

室町時代は税の中心は相変わらず年貢でしたが、農民からの年貢のほか、商工業の発展とも関連して新たな税の誕生が見られ、地子(ぢし)、段銭(たんせん)、棟別銭(むねべっせん)、関銭(せきせん)、津料(つりょう)という新しい税が課されました。幕府は、酒屋・土倉(高利貸)や質屋を保護するかわりに、税を取り立てて財源にしたのです。

【室町時代の新税】

地子…日本の古代・中世から近世にかけて、領主が田地・畠地・山林・塩田・屋敷などへ賦課した地代。賦課した地目に応じて田地子・畠地子・塩浜地子・林地子・屋地子などと呼ばれました。

段銭…国家的行事や寺社の造営など、臨時の支出が必要な時に地域を限定し、臨時に課する税。

棟別銭…家屋の棟数別に課税される税金。

関銭…関所を通過する人馬や船、荷物などに対して徴収する通行税。

津料…元来は津(港)の施設の管理・維持のための費用を調達するために賦課されましたが、後には寺社の修繕費などに充当するなどの様々な名目をつけて賦課されるようになりました。船の大きさや積荷の種類・積載量を基準に賦課されたものです